



---

## 參考資料

---

# 1. 鴨川市基本構想に関する条例

## ○鴨川市基本構想に関する条例

平成 26 年 12 月 24 日  
条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、鴨川市基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事項、位置付け等について定めることを目的とする。

(基本構想の策定)

第 2 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、基本構想を策定するものとする。

(基本構想の位置付け)

第 3 条 基本構想は、まちづくりの最も基本的な指針とする。

(基本構想の内容等)

第 4 条 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

2 基本構想の期間は、10 年を基本として、当該基本構想において定めるものとする。

(基本構想の変更)

第 5 条 市は、経済社会情勢等の変化に伴い基本構想を見直す必要が生じたときは、これを変更することができる。

(市民の意見の反映)

第 6 条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、市民の参画の機会を設け、及びその意見を反映させるよう努めるものとする。

(議会の議決)

第 7 条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第 8 条 市は、基本構想の策定又は変更をしたときは、これを公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 鴨川市総合計画審議会設置条例

### ○鴨川市総合計画審議会設置条例

平成 17 年 6 月 30 日  
条例第 161 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鴨川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問を受け、本市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市議会の議員

3 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 鴨川市総合計画審議会委員名簿

条例区分	氏名
1号委員 (識見者)	相原 一彦
	梶 恵子
	黒木 和彦
	齋藤 守彦
	清水 宏
	菖蒲 小百合
	鈴木 健史
	関 寛之
	中山 恵美子
	花山 藤太郎
	原 政子
	村松 智子
	安田 耕太
	吉村 敦広
	米林 喜男
	渡邊 榮一
	渡辺 淳一
川上 雅弘	
2号委員 (市議会議員)	辰野 利文
	庄司 朋代

(順不同、敬称略)

## 4. 策定経過

【平成 25 年度～27 年度】

年 月 日	事 項
平成 25 年 11 月	まちづくりアンケート調査
平成 26 年 8 月 4 日～26 日	地区別懇談会（市内 12 地区）を開催
平成 26 年 9 月	職員アンケート調査
平成 26 年 10 月 20 日	各種団体長会議
平成 26 年 11 月	ウェブアンケート調査
平成 27 年 1 月 24 日	第 1 回まちづくり市民会議
平成 27 年 2 月 18 日	第 1 回総合計画審議会（諮問）
平成 27 年 2 月 22 日	第 2 回まちづくり市民会議
平成 27 年 3 月 16 日～18 日	まちづくり学習会（市内 3 中学校）
平成 27 年 3 月 26 日	第 2 回総合計画審議会
平成 27 年 3 月 28 日	第 3 回まちづくり市民会議を開催
平成 27 年 3 月	中学生まちづくりアンケート調査
平成 27 年 4 月 26 日	第 4 回まちづくり市民会議
平成 27 年 5 月 18 日	第 3 回総合計画審議会
平成 27 年 5 月 24 日	第 5 回まちづくり市民会議
平成 27 年 6 月 23 日	第 4 回総合計画審議会
平成 27 年 6 月 27 日	第 6 回まちづくり市民会議
平成 27 年 7 月 3 日	中学生まちづくり議会
平成 27 年 8 月 18 日	第 5 回総合計画審議会
平成 27 年 9 月 30 日	第 6 回総合計画審議会
平成 27 年 10 月 7 日～11 月 5 日	第 2 次基本構想（原案）及び第 3 次 5 か年計画（原案）に対するパブリックコメントの募集
平成 27 年 11 月 10 日	第 7 回総合計画審議会（答申）
平成 27 年 12 月 22 日	第 2 次基本構想を定めることについて市議会で議決
平成 28 年 1 月 29 日	第 3 次 5 か年計画の決定

## 5. 審議会への諮問及び答申

鴨企政第 1090 号

平成 27 年 2 月 18 日

鴨川市総合計画審議会  
会長 清水 宏 様

鴨川市長 長谷川 孝夫

### 第 2 次鴨川市総合計画について（諮問）

鴨川市総合計画審議会設置条例（平成 17 年鴨川市条例第 161 号）第 2 条の規定に基づき、第 2 次鴨川市総合計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

平成 27 年 11 月 10 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市総合計画審議会  
会長 清水 宏

## 第 2 次鴨川市総合計画について（答申）

平成 27 年 2 月 18 日付け鴨企政第 1090 号で諮問のありました第 2 次鴨川市総合計画については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、別添の第 2 次鴨川市基本構想（案）及び鴨川市第 3 次 5 か年計画（案）は、平成 28 年度以降を担う本市の新たな総合計画として妥当なものと認めます。

ただし、審議の過程において出された主な意見は下記のとおりです。今後の行政運営に当たっては、P D C A に基づいて遂行されるよう要請します。

### 記

- 1 計画の実行に向け、組織横断的な事業執行体制の確保を図るよう努めていただきたい。
- 2 I C T 技術の活用や対面等、多様な手法を用いて常に市民とのコミュニケーションに努めていただきたい。
- 3 まちづくりの担い手となる人材の育成に注力するとともに、産学民による主体的な活動の活性化を図り、行政との適切な役割分担に努めていただきたい。
- 4 「想定外」の事態を常に見据え、日頃からこれに対応するための訓練等に努めていただきたい。
- 5 国・自治体・民間団体等が実施する事業等の情報収集に努めることはもとより、事業財源を生み出すための自主的な取組みを積極的に進め、効率的な事業執行に努めていただきたい。

## 6. 用語解説

あ行	
I o T	Internet of Things。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること。
I C T	Information and Communication Technology。情報通信技術の略。
インバウンド	主に外国人による海外から日本への観光のこと。
インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
S N S	Social Networking Service。Facebook やLINE などのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。
か行	
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行われる取組みのこと。
カルチュラルツーリズム	文化観光。それぞれの地域に根差した歴史・文化・伝統などを楽しむ活動のこと。
環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)	アジア太平洋地域における高い水準の貿易自由化を目標とする、非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定。
Q O L	Quality of Life。生活の質と訳され、人間らしく、満足して生活しているかを評価する概念。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
結婚希望実績指標	結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34 歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39 歳の人口に占める有配偶者の割合（B）」の比率（=B/A）を算出。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
さ行	
残留塩素濃度	衛生上必要な措置として、蛇口で 0.1 mg/L 以上であることが義務付けられている。また、濃度が高いと塩素のにおいがすることから、上限は 1.0 mg/L（水質管理目標値）とされている。
CMS	Contents Management System。ウェブコンテンツを技術者以外が簡単に管理できるように開発されたシステムのこと。



ジェネリック医薬品	後発医薬品ともいい、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のこと。
生涯未婚率	国の人口統計で多く用いられる用語で、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
スポーツツーリズム	プロスポーツの観戦やスポーツイベントへの参加と、開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組みのこと。
ソーシャルインクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包みかささえあうこと。
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的資本または社会関係資本。

### た行

WCS	Whole Crop Silage。稲発酵粗飼料。子実が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎葉を丸ごとサイレージ（発酵）化した牛向けの飼料で長期保存が可能。畜産農家にとっては、一般的な青刈りトウモロコシサイレージと同程度の栄養価を有する良質な粗飼料であり、耕種農家にとっては、主食用米との収穫時期の調整ができることから、労力の分散化・省力化が可能となる。
DMO	Destination Management/Marketing Organization。観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織。
DV	Domestic Violence。夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。
地域おこし協力隊	総務省が主導する地方支援の仕組み。地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、住民票を異動し、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事する。
地域包括ケア／地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。
デマンド型乗合タクシー	利用者の需要に応じて運行する乗車定員10人以下のタクシー車両による乗合自動車。

### な行

日本版CCRC	Continuing Care Retirement Community。都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体。
---------	--

ネーミングライツ

施設などの名称にスポンサー企業の社名やブランド名を一定期間付与するもので、企業はその対価を施設所有者に支払う。

農商工連携

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組みのこと。

### は行

ビジット・ジャパン事業

国土交通省が中心となった政策で、訪日外国人旅行者の増加を目的として、2003年から国・地方公共団体・民間が共同で取り組む訪日プロモーション事業の総称。

ビッグデータ

多種かつ大量でリアルタイムに更新されるデータのこと。ICTの進展に伴い、急激に増加し、かつ、分析可能となっている。これらを分析することで未来の予測や異変の察知等を行い、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等に活用される。

ブルーツーリズム

漁村の生活体験や漁業体験など、海辺の資源を活用し、地域との交流を深めながら心と体をリフレッシュさせる余暇活動のこと。

放課後子ども教室（土曜スクール）

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ・文化活動等の取組み。鴨川市では、これを「土曜スクール」として各地域単位で実施している。

### ま行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満を基にして、境界型糖尿病、脂質代謝異常、高血圧、脂肪肝などの病気が、ひとりの人に重なり合って起こってくる病態（疾患）のこと。

メディカル・ヘルスツーリズム

医療を受けることや健康増進を主な目的として国境を越えて他国に行くこと。

### や行

ユニバーサルスポーツ

高齢になっても障害があっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。

### ら行

6次産業化

農林漁業者等による農林水産物、その副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組み。

ロコモティブシンドローム

身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経などの運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。